令和4年9月13日 資料№.9 総務常任委員会

人 事 課

議案第63号

公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 目 的

地方公務員の定年引上げに関する措置を定めた地方公務員法の一部改正に伴い、公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例の一部を改正します。

2 改正内容

公益的法人等に派遣することができない職員について、次のとおり規定を整備します。

- (1)役職定年制の例外措置として、特例により管理職に留任する者については、公益 的法人等に派遣することができないこととします。
- (2)現行の再任用制度が廃止されるため、公益的法人等へ派遣することができない職員から除外している「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めます。
- (3)条例で引用している港区職員の退職手当に関する条例の条項番号を変更します。

3 施行期日等

(1)施行期日

令和5年4月1日。ただし、項番2(3)については、公布の日

(2)経過措置

暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして改正後の条例の規定を適用します。

公益的法人等への港区職員の派遣等に関する条例新旧対照表

(職員の派遣) (職員の憲法) (職員の	改 正 案
(職員の派遣) (職員といる職員といる職員といる職員を除く。) (職員を除く。) (職員を除く。) (前略) (前略) (前略) (前略) (前略) (前略) (前略) (職員の派遣) (職員の派遣) (職員を除く。) (職員を除く。) (前名)	(前条) 現 行

第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第三項、第二項の改正規定は、公布の日から施行する。 ただし、第十六条 付 則	(後略)	に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。) を延長された管理監督職を占める職員
	(後略)	3 (略) 四 (略) 3 (略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略) (中略)

定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。への港区職員の派遣等に関する条例第二条第二項第一号に規定する定により採用された職員は、この条例による改正後の公益的法人等